



だ い ご

No.601



夏の風物詩（鮎のつかみどり大会）

主な内容

- 児童扶養手当
 &特別児童扶養手当……………2
- 高齢者がねらわれています……………3
- ニュースだ い ご ……………6
- 保健コーナー ……………9
- フォトだ い ご ……………12

2008

9

ご存知
ですか

児童扶養手当& 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父親と生計を共にしていない児童の母、又は母に代わってその児童を養育している方に対し手当を支給します。ただし、老齢福祉年金以外の公的年金（老齢年金、障害年金、遺族年金、恩給等）を受けている方は除かれます。また、一定額以上の所得がある場合は、支給が制限されます。

手当の対象となる児童

手当の対象となる児童は、次に挙げる支給要件のいずれかに該当する児童です（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童、身体又は精神に障害のある場合は20歳未満の児童）。

- ◆父母が婚姻を解消した児童
- ◆父が死亡した児童
- ◆父が重度の障害にある児童
- ◆父の生死が明らかでない児童
- ◆父から1年以上にわたり遺棄されている児童

●支給月額

対象児童数	全部支給	一部支給
1人	41,720円	所得に応じて 41,710円～9,850円
2人	46,720円	児童1人の手当額に 5,000円加算した額
3人～	児童1人増すごとに 3,000円加算した額	

手当の支給対象とならない場合

父が重度の障害にある場合を除き、前記のいずれかに該当する場合でも児童が父と生計を同じくしている場合や、児童が児童福祉施設に入所している場合は、手当は支給されません。

●受給資格者等の所得制限限度額表

所得 扶養親族数	受給資格者（本人）		配偶者、扶養義務者、 孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	19万円	192万円	236万円
1人	57万円	230万円	274万円
2人	95万円	268万円	312万円
3人	133万円	306万円	350万円
4人～	1人につき38万円加算		

所得による支給制限

受給資格者、その配偶者又は同居の扶養義務者（父母・祖母・子・兄弟など）の前年の所得が左表の限度額以上である場合は、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の一部又は全部の支給が制限されます。

特別児童扶養手当



精神又は身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護する父母、又は父母に代わって児童を養育している方に手当を支給します。ただし、一定額以上の所得がある場合は、支給停止となります。

手当の対象となる児童

- ◆身体障害者手帳のおおむね1級、2級、3級程度に該当する方（内部的疾患を含む。）
- ◆療育手帳の判定がA・A・B程度 of 知的障害又は同程度の精神障害の方（身体障害者手帳、療育手帳をお持ちでない方も対象になります。）

手当の支給対象とならない場合

前記のいずれかに該当する場合でも、児童が施設に入所している場合、児童が障害による公的年金を受けることができる場合、申請者及び児童が日本国内に住所がない場合には、手当は支給されません。

所得による支給制限

2級	1級
33,800円	50,750円

●支給月額（児童1人につき）

●請求者等の所得制限限度額表

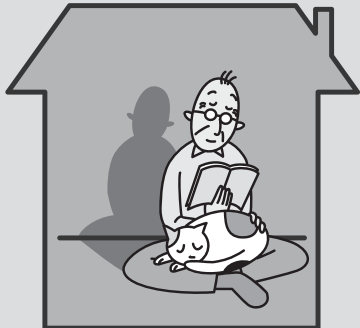
所得 扶養親族数	請求者（本人）		配偶者及び 扶養義務者
	請求者（本人）	配偶者及び 扶養義務者	
0人	4,596,000円	6,287,000円	
1人	4,976,000円	6,536,000円	
2人	5,356,000円	6,749,000円	
3人	5,736,000円	6,962,000円	
4人～	以下380,000円ずつ加算	以下213,000円ずつ加算	

※これらの手当は、申請をしなれば受けることができませんので、ご注意ください。

■問合せ

福祉課 社会福祉グループ
☎(72) 1117 内線136

高齢者がねらわれています!!



高齢者が、悪質商法の被害にあうケースが増えています。悪質な業者は、一人暮らしの高齢者や高齢者世帯を狙って近づきます。そして、言葉巧みに高齢者の「孤独」や「健康」、「お金」などの不安をあり、親切にして信用させ、高額な商品や金融取引の契約をさせようとしています。

SF(催眠)商法

新商品や新店舗を紹介するなどと言って人を集め、閉め切った会場で日用品等を無料で配り、得をした気分させて、異様な雰囲気の中で高額な商品を販売する商法

事例1

開店宣伝で雑貨を配っていると言われ出かけた。さらに紹介したいものがあるとされ、会場の近所の民家に行った。健康の話聞き、また雑貨をもらった。腰痛によいと説明を受け電気治療器具を試した。その場の雰囲気で買わなければいけないになり、約20万円の高額な商品を契約してしまった。

次々販売

一度契約すると、それを口実に関連商品やサービスを次々に契約させる商法

事例2

以前訪問販売で羽毛布団セットを購入したが、それを管理している会社と名乗って販売員が訪問してきた。布団がだめになり健康によくないからと説明されて、敷パットを勧められて契約した。翌月にも押入れすのこを勧められた。断ったがしつこくねばられ、仕方なく契約し、クレジット支払総額が合計50万円になってしまった。

もしかしたら…
と思ったら、
まずはご相談ください。
窓口は、観光商工課

事例3

一人暮らしの父の家でローンの督促状を見つけたので聞いたところ、断ってもセールスマンが帰らないので仕方なく契約したという。4年前に訪問販売でベットを契約してから、寝具、健康食品等を訪問販売で次々と契約し、総計5社と約500万円の契約があることがわかった。

五つの注意で被害防止

- 1 扉を開ける前に「会社名」・「用件」をよく確かめる。
- 2 呼び出されても行かない。うまい話には要注意。
- 3 いらぬ物を勧誘されたら、はっきり断る。
- 4 その場で決めずに、誰かに相談する。
- 5 高齢者に接する方は、日ごろから高齢者の様子に気を配りましょう。

相談は 茨城県消費生活センターへ ☎029(225)6445

各種予防接種はできるだけ受けましょう!

定期予防接種(1類) 町が対象者に通知し、無料で行っています。

対象疾患(ワクチン)	標準的な接種期間	回数	備考
ジフテリア・破傷風・百日咳 (三種混合)	初回 生後3月～12月	3回	90月まで対象
	追加 初回終了後12～18月	1回	// 医療機関で個別接種
ジフテリア・破傷風 (二種混合)	小学6年生	1回	学校で集団接種
ポリオ	生後3～18月	2回	90月まで対象・集団接種
麻疹・風疹 (MR混合ワクチン)	I期 生後12～24月	1回	医療機関で個別接種
	II期 小学校就学1年前～前日	1回	//
	III期 中学1年生	1回	学校で集団接種
	IV期 高校3年生(18歳)	1回	医療機関で個別接種
結核(BCG)	生後3～6月	1回	//
日本脳炎	現在は厚生労働省判断で中断中		

定期予防接種(2類) 10月～1月に実施(町の補助あり)

対象疾患	対象者	回数
インフルエンザ	65歳以上 60～64歳で規定の障害に該当する方	毎年度 1回

※対象年齢以外は任意接種になります。



任意の予防接種 予防接種を受ける場合には、医療機関に問い合わせ、医師と相談してください。

対象疾患	対象者	回数
おたふくかぜ	1歳以上の未罹患者	1回
水痘	1歳以上の未罹患者	1回
B型肝炎	HBs抗原陽性の母が出産した乳児(生後2、3、5月)	3回
	ハイリスク者(医療従事者など)	3回
	事故後の発症予防(事故後7日以内・1月後)	2回
肺炎球菌	高齢者・規定の疾患保有者	1回
A型肝炎	16歳以上	2回+1回
狂犬病	全年齢	3回(6回)
破傷風	全年齢	2回+1回

問合せ 健康増進課 ☎(72)6611



平成20年度 うちどく(家読)研究推進校 上小川小学校の取り組み

「読書の習慣を育て、家族のコミュニケーションを深めるために家族みんなで家読(うちどく)をはじめよう!」をスローガンにPTA本部役員10名、学年委員12名、教職員11名を含めて33名の読書推進委員会を組織し、活動がスタートしました。その委員会は5つの係(総務、庶務、広報記録、調査集計、普及推進)に分かれ、それぞれの係が常に連携しながら会員の読書活動の推進のために活動しています。

これまでに、家読日より『なんたい』の発行、アンケート調査、図書館の環境整備、寄贈本の協力依頼や図書館の開放などに取り組みました。また、去る7月3日には、「魔女おばさん」こと有田道子さんを講師として迎え、読書推進委員会と大子町の家庭教育学級の開級式を兼ねて、教育講演会を開催しました。高梨教育長をはじめ町内の小中学校の先生方、本校の児童と保護者が参加して開催された講演会では、子どもたちが読書を通して、読む楽しさを知り、本に教えられ感性豊かに育つことを願うような素晴らしい講演内容でした。

今後とも、関係諸機関と連携し、保護者の協力と理解のもと、子どもたちの読書活動の推進のために努めていきます。



「読む・調べる」習慣の
確立に向けて



■大子町「子ども読書の街」推進委員会 大子町教育委員会内 ☎(79)0170

行政相談委員に委嘱されました

菊池利喜夫さんが8月1日付けで総務大臣から行政相談委員として委嘱されました。大子町では、現行政相談委員の笠井康子さんと2人になりました。

行政相談委員は、皆様の相談相手として、行政サービスに関する苦情、行政の仕組みや手続きに関する相談などを受け付け、その解決のための助言や関係機関に対する通知等の仕事を行います。

行政相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。



菊池 利喜夫さん
(下野宮) ☎72-2403

◎行政相談委員及び行政相談についての問合せ

総務省茨城行政評価事務所行政相談課

☎029-221-3347(代)

行政苦情110番(相談専用電話)

☎0570-090110

問合せ 総務課 ☎(72)1113

退任選挙管理委員に 感謝状贈呈

大子町選挙管理委員会の委員として選挙事務の適正な執行のために尽くされ、6月28日付けで退任された若松創さん(大子)、佐々木五百枝さん(左貴)、大森政夫さん(頃藤)の3名の方に対し、7月11日に感謝状が贈られました。長い間ありがとうございました。

- 若 松 創さん(2期 8年)
- 佐々木 五百枝さん(2期 8年)
- 大 森 政 夫さん(1期 4年)



大子町交通安全町民大会

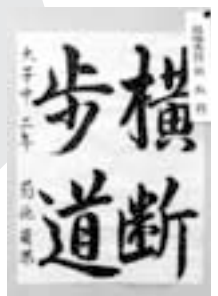
7月15日に「第34回大子町交通安全町民大会」が中央公民館講堂で開催されました。

大会では、交通安全模範推進者や交通安全作品コンクール入賞者などへの表彰が行われた後、「第45回交通安全子供自転車大会」において見事入賞を果たした、さはら小学校の先生と生徒8名に対し感謝状が贈られました。

その後、中学生5名、高校生2名による交通安全に対する「主張」が発表され、命の尊さを訴えました。アトラクションとして茨城県警察音楽隊による「吹奏楽演奏」が行われ、会場の人たちを魅了していました。



大子町交通安全
推進協議会長賞



大子町子ども会 球技大会

第47回大子町子ども会球技大会が、7月13日に大子中学校グラウンドで開催されました。

大会は、今年もテニスボールが行われ、9チーム（7子ども会）が参加し、いずみ子ども会の岩佐研吾くんの選手宣誓のあと試合が開始されました。年々、参加人数が減少し、さびしさも感じま



したが、参加した選手たちは、暑い中大きな声援を受け、一生懸命にボールを追いかけていました。



大会の果 結

Aブロック優勝 いずみ子ども会
Bブロック優勝 若草子ども会A
Cブロック優勝 若草子ども会B

退任大子町国民健康 保険運営協議会委員に 感謝状贈呈

大子町国民健康保険運営協議会の委員として国民健康保険事業の運営のためにご尽力され、5月22日付けで退任された神賀喜作さん（頃藤）、木澤源一郎さん（荻野倉）、海老根瞳さん（大子）、鈴木一成さん（上野宮）の4名の方に対し、7月15日に感謝状が贈られました。長い間ありがとうございました。

- 神賀喜作さん（4期）
- 木澤源一郎さん（6期）
- 海老根瞳さん（2期）
- 鈴木一成さん（8期）



神長次朗さんに 感謝状贈呈

6月30日付けで学校医等を退職された神長次朗さん（西金）に対して、7月23日に感謝状が贈られました。

神長さんは昭和43年4月から40年2か月の間、町内の学校医等として予防接種や健康診断など児童生徒及び町民の健康管理にご尽力をいただきました。長い間ありがとうございました。



大久保憲治さんに 感謝状贈呈

6月30日付けで人権擁護委員を退任された大久保憲治さん（山田）に対する法務大臣からの感謝状の伝達が、7月23日に役場町長室で行われました。

大久保さんは6年の間、人権擁護委員として人権に関する相談や啓発に尽力されてこられました。長い間ありがとうございました。



和紙人形美術館 入館者数 一万人達成

平成19年4月下旬にリニューアルオープンした和紙人形美術館の入場者数が、7月24日に1万人を突破しました。見事1万人目の入場者になったのは、栃木県大田原市からお越しの柴崎豪くんでした。柴崎くんには、綿引町長から花束が渡されたほか「リバーサイド奥久慈福寿荘の宿泊券」、「和紙人形の写真集」などがプレゼントされました。おめでとうございました。



「社会を明るくする運動」 キャンペーン

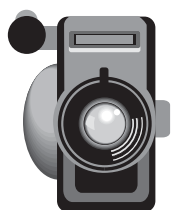
「社会を明るくする運動」キャンペーンが、7月26日に河内屋池田店、カインズホーム大子店、エコス大子店で行われました。「社会を明るくする運動」大子町実施委員会の方々がそれぞれの場所に分散し、ポケットティッシュ、うちわ、メモ用紙、チラシなどの啓発用品を配布しながら、安心して暮らせる明るい社会づくりを呼びかけました。

この運動は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国運動です。

大子町 フィルム・コミッションを設立

7月29日に旧上岡小学校において、「大子町フィルム・コミッション」の設立総会が行われました。大子町は、映像製作者が集中する首都圏から近く、旧上岡小学校をはじめとする木造校舎を利用した撮影や里山風景などの撮影に最適な場所として多くの実績を残してきたことから、「大子町フィルム・コミッション」を設立しました。

今後は、映画・テレビ等の撮影誘致を行い、映像製作支援を実施することで町の映像文化の振興、観光振興、地域活性化、知名度向上等に取り組んでいきます。



特定健診

がん検診を受けましょう



保健コーナー

特定健診

今年度から40～74歳については「特定健診」を行うことになりました。生活習慣病予備群を早期に発見し、食習慣・運動習慣等を改善するために行う健診です。

メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)があると動脈硬化が進行しやすくなります。心臓病や脳卒中、糖尿病の合併症による腎不全など重い後遺症につながりやすいものを予防するためには動脈硬化が進まないようにする事が大切です。



高値血糖(ヘモグロビンA1c5.2%以上)

+

高めの血圧(最高130mmHg以上かつ/
または最低85mmHg以上)

高めの中性脂肪(150mg/dl以上)かつ/または
低めのLDLコレステロール(40mg/dl以下)

心臓病・脳卒中・
糖尿病合併症

動脈硬化

メタボリックシンドローム
(内臓脂肪症候群)

お知らせ

- ※町では、国保の40～74歳の方に受診券を発行し健診を各地区で行っています。既に実施済みの地区で未受診の方は、10月、11月に行う地区で受けてください。
- ※39歳以下の方で受診を希望される方は、健康増進課に申し込んでください。
- ※40～74歳で国保以外の方は、各保険者が健診を実施します。
- ※75歳以上の方は後期高齢者連合が健診主体ですが、これまで町で健診を受けていた方には町から受診券をお送りしています。

がん検診

大子町では、平成19年中の死亡者330人のうち、89人が、がんで亡くなっています。がんは、死亡原因の第1位となっており、特に胃がん、肺がんが多いです。

50歳代、60歳代のがんによる死亡も目立ちます。がんは早期発見が大切で、早ければ早いほど治る確率も高くなります。最近では検査技術が発達し、胃にできた早期の小さいがんでも的確に発見でき、早期に切除すれば、ほとんどの胃がんが治せます。

40歳になったら、自覚症状がなくても年に1度は特定健診・がん検診を!

問合せ及び申込み 健康増進課 ☎(72)6611

2008

9

カレンダー

長月・SEPTEMBER



日付	行事名	場所	時間	対象者	問合せ
1(月)	防災の日				
2(火)	定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
3(水)	心配ごと相談	高	13:00~15:00	一般	協
4(木)					
5(金)	「お知らせ版」9月号発行 巡回労働相談	公	10:00~14:30	一般	観
6(土)					
7(日)					
8(月)	こころの相談	保	13:00~16:00	要予約	健
9(火)	救急の日 定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健
10(水)	心配ごと相談	高	13:00~15:00	一般	協
11(木)					
12(金)					
13(土)	袋田の滝新観瀑台オープン				
14(日)					
15(月)	敬老の日				
16(火)	一日社会保険事務所 定期健康相談	分 保	10:00~14:00 13:30~15:00	一般 一般	民 健
17(水)	心配ごと相談	高	13:00~15:00	一般	協
18(木)					
19(金)	巡回労働相談	公	10:00~14:30	一般	観
20(土)					
21(日)					
22(月)	「広報だいで」10月号発行				
23(火)	秋分の日				
24(水)	心配ごと相談 献血(河内屋池田店) 献血(消防本部)	高	13:00~15:00 10:00~14:00 15:00~16:00	一般 一般 一般	協 健 健
25(木)					
26(金)					
27(土)					
28(日)					
29(月)					
30(火)	定期健康相談	保	13:30~15:00	一般	健

連絡先

①中央公民館 (72)1148
 ②リフレッシュセンター (72)1149
 ③保健センター (72)6611
 ④高齢者センター (72)2005
 ⑤役場庁議室
 ⑥役場第1会議室
 ⑦役場第1分室会議室
 ⑧総務課 (72)1114
 ⑨観光商工課 (72)1138
 ⑩町民課 (72)1112
 ⑪福祉課 (72)1117
 ⑫健康増進課 (72)6611
 ⑬地域包括支援センター (72)1175
 ⑭生涯学習課 (72)1148
 ⑮消防本部 (72)0119
 ⑯社会福祉協議会 (72)2005

救急協力当番病院

月日	病院
8月15日(金)~ 24日(日)	久保田病院
25日(月)~ 31日(日)	慈泉堂病院
9月1日(月)~ 7日(日)	保内郷メディカルクリニック
8日(月)~ 11日(木)	慈泉堂病院
12日(金)~ 14日(日)	保内郷メディカルクリニック
15日(月)~ 21日(日)	久保田病院
22日(月)~ 28日(日)	慈泉堂病院

慈泉堂病院 ☎(72)1550
 久保田病院 ☎(72)0023
 保内郷メディカルクリニック ☎(72)0179

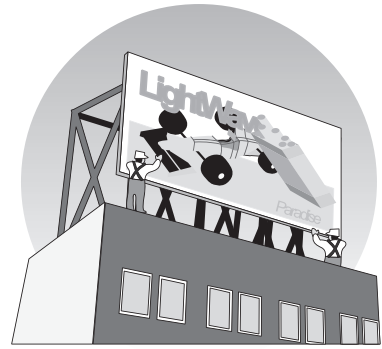
町の人口と世帯 平成20年
8月1日現在

★人口 21,517人 (-22/-421)
 男 10,591人 (-7/-186)
 女 10,926人 (-15/-235)
 ★世帯数 7,764戸 (+11/-4)
(前月比/前年比)

主な行事等を掲載しましたが、日時等が変更になる場合もあります。

屋外広告物は、 必要な許可を受けて表示しましょう

県では、良好な景観の形成や風致の維持及び公衆に対する危害防止のために、茨城県屋外広告物条例を定め、屋外広告物に対して次のような規制を行っています。



◆屋外広告物を表示してはいけない地域（禁止地域）

- 第一・二種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、風致地区等の用途地域
- 文化財とその周囲（半径100m以内）の地域、保安林、国定公園等の地域
- 高速道路から500m以内、国道、県道、市町村道等の道路から一定の区域（路線により5～250m以内）
- 信号機又は道路標識から半径10m以内の区域 その他

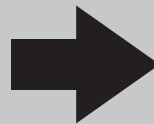
◆屋外広告物を表示してはいけない物件（禁止物件）

- 電柱、街灯柱（はり紙、はり札、立看板等の表示を禁止）
- 街路樹、信号機、道路標識、ガードレール、歩道橋、道路の分離帯、カーブミラー
- パーキングメーター、郵便ポスト、電話ボックス、道路の路面 その他

◆広告主、土地所有者等の責務

- 屋外広告物の広告主は、屋外広告物の法律や条例の規制等に適合した表示や適正な管理に努めることが求められています。
- 屋外広告物が表示された土地の所有者にも、広告主と同様の努力が求められています。

- 禁止地域や禁止物件に屋外広告物を表示したとき
- 必要な許可を受けずに屋外広告物を表示したとき
- 違反に対する措置命令に従わなかったとき
- その他の違反行為があったとき



罰金刑
(最高100万円)

問合せ 建設課 ☎(72)2611

フォトだいで

熱戦



奥久慈大子少年サッカー大会「若鮎杯」

今年で第20回を迎えた、奥久慈大子少年サッカー大会「若鮎杯」が8月2日・3日の2日間にわたり、大子広域公園で開催されました。

大会には、近隣市町村の水戸市、常陸大宮市、矢祭町をはじめ、東京や埼玉などから19少年団・41チームが参加し、猛暑の中熱戦を繰り広げました。

会場内には、選手や保護者など1,000人以上が集まり、多目的広場を囲むように張られた色とりどりのテントからは、選手の背中を後押しするように大声援が送られていました。

※『広報だいで』に掲載されている写真を希望の方は総務課(72-1114)までご連絡ください。

